

京都市告示第 325 号

平成27年4月1日京都市告示第1号（京都市が定期的に収集する一般廃棄物の処理に係る手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務の委託）の一部を次のように改めます（手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務委託の中止）。

平成27年 8月25日

京都市長 門川大作

	氏名又は名称	住所	改正内容
1	奥谷電機株式会社	京都市中京区富小路通錦小路上る 高宮町595番地	取扱中止により削除
2	株式会社 すぎさ	京都市伏見区桃山町丹後5-1	取扱中止により削除

(環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課)